

## 中世イギリスにおける領主都市の二類型

武居良明

## はじめに

「こんにち、イギリスの都市発達史を概説しようとする歴史家は、その初発から、特定都市に坎するすぐれた歴史がないのをなげかなければならぬであらう」とは前世紀末チャールズ・グロスの発言であるが、いまもってイギリス都市史研究は、農村史ないし農業史研究に比し見劣りがするといわねばなるまい。もっとも、近・現代史に坎んしては、都市化、都市問題、等々のすぐれてこんにち的な課題による触発もあって、戦後急速な研究発表、学会の生誕<sup>②</sup>が注目をひいたし、また今後もこうした傾向がますます顕著となるであろうが、こと中世都市史となると、およそそうした状態とは無縁といわざるをえない。ギルドそれ自体に限定した研究はともかくとして、自治体としての中世都市ないしそ

れとギルドとの関係、等々となると、今後の解明にまたねばならぬ問題が余りにも多いのである。本稿では、そうしたイギリス中世都市をめぐる問題情況にあって、さし当り、次の二点の解明を試みた。

第一は、ある意味あいからするならば、イギリス中世都市の本質にかかわる問題であり、無謀をあえて試みることになるのであるが、いったい、なにをもって中世都市の制度的完成、換言すれば都市「法人」*corpus, corporatum* 化の完成と見なすべきか、という問題である。ところで、こうした問題のたて方は、いうまでもなく中世都市を制度史の側面から解明しようところざす人々によりなされてきたのであるが、そのような側面からするアプローチは、とかく都市内部で進行しつつあった生産力的基盤の解明ないし都市民の階層分解といった、基礎過程にたいしてじゅう

ぶんな関心を払わぬきらいがあるように思われる。この点をいまいしく具体的に述べるならば、イギリス中世都市の制度的発展と経済的發展とを整合的に理解する必要があるということ、つまり、都市経済の興隆期は都市法人化の事実上の完了を前提にしているはずであり、したがってまた、都市民間の緊密なきずなが既に断ち切れ、「都市離脱」urban exodus がはじまって久しい時期に都市法人化がにわかには達成されようはずがない、ということである。そこで改めて、都市法人化とはいかなる条件を前提にして達成されるか、を検討してみようと思う。

第二に、イギリス中世都市には、王立都市と領主都市という二つの類型が認められることは周知の事実であるが、こうした分類は、角度を変えて見直すならば必ずしも不動のものとは見なし難いということである。少なくとも、王立都市の下限と領主都市の上限とはきわめてあいまいになっており、その間に明確な一線を引きにくいのである。たとえば、法人格の問題一つとってみても、通常理解されているように、法人化現象は王立都市に固有なものではなく、一部領主都市についてもその達成を認めうるのである。そこで本稿では、考察の対象を領主都市に限定し、この種の都市に内包される二つの類型を析出しようと試みた。この試みは第二節の課題となるであろう。

① Ch. Cross, *Bibliography of British Municipal History, 1897*, p. xxx.

② とりあえず、一九六三年に発足を見た「都市史研究会」Urban History Group をあげておく。この学会については、筆者も別の機会に紹介を試みた。『社会経済史学』第三十三巻、第一号所収拙稿（拙著『産業革命と小経営の終焉』一九七一年、に再録）参照。

一

バラードは、十二世紀当時のバラの特徴として以下の四点をあげている。<sup>①</sup>(1)「自由の根拠地」a home of freedom であること。隸農保有にたいする「都市民保有」burgage tenure がその基底をなす。(2)「裁判管轄上の単位」a jurisdictional unit をなすこと。バラ住民は都市固有の裁判権に服し、マナー領主の裁判権には服さぬ。(3)「商工業の立地」a place of trade をなすこと。(4)「軍事上のとりで」military strongholds があること。以上の中、第四点にたいしては、十二世紀をつうじてイギリス都市の軍事的重要性はフランスに比し稀薄であることわっている。

さて、以上四点は、(4)を別にすれば王立都市、領主都市の別なく、時には市場町にたいしてすら当てはまりうる特徴である。恐らくバラードは、右の指摘にさいし、中世初期のバラなる用語法にそくしつつ特徴づけをおこなったのであろう。当時、バラとい

う術語はきわめてルースに用いられ、王立都市から市場町にいたるまでがそのように呼ばれた。しかしながら、都市の成長と国王の統治政策はそれを許さず、王立都市と市場町ないし多くの領主都市との間には明確な一線がひかれるようになった。<sup>②</sup>そこでバラードは、右の一般的性格規定につづけて王立都市と諸他の都市との対比をおこない、次の基本的相違点を導きだす。すなわち、多くの領主都市では「共同財産」*corporate property* 所有ならびに「共同印章」*a common seal* 取得の事実はありえず、したがってまた「共同契約」*corporate contracts* を結ぶことも決してありえない。<sup>③</sup>と。つまり、都市の法人化現象は、少なくとも十二世紀にあつては、王立都市にはば限定され、中世都市研究にさいしては法人化された都市とそうでない都市とを明別しなければならぬ、という。

右の論点をより具体的に展開していると思われるのが、マックスの古典『ノイルマ・ブルギ』*T. Madox, Fyrna Burgi, or an historical essay concerning the cities towns and boroughs of England, 1726* における叙述である。マックスによれば、都市の「法人」*corpus corporatum* 化によつて、バラが取得する特権はその「恒久的持続性」*perpetual duration* にあるのではなく、法人化されぬ都市といえども恒久性なくし「継承性」*succession*

は保持していた。都市は、住民が存在する限り継承性をもっていたのである。両都市間の相違点は、次の事実の中にこそ見いださるべきだ。つまり法人化されぬ都市は、自然発生的「集合体」*Aggregate Body* ないし「共同体」*Community* にすぎず、その継承にさいしても一世代から次の世代へと分節的におこなわれる、いわば「自然的継承」*Natural Succession* であつた。しかるに、法人化された都市は、「修正された共同体」ないし特定の形式にばめこまれた都市として連続的・制度的に継承されていく。特定「都市共同体の市長、市民、ならびにその相続人と後継者たち」*Maiori et burgensibus et eorum hereditus et successoribus de communitate*……といつた、特許状ないし証書中の国王の呼びかけのパターンが右の都市法人化の形式的完成を告知するものであり、これにより都市は「自然的・人為的に継承」*Natural and Artificial Succession* せられたこととなる。<sup>④</sup>

マックスによれば、こうした形式的完成は、その実体的裏付けとして次のような内実をとともなう。すなわち、都市民は「お互同士の間でより緊密に結合せられ」*a stricter union amongst themselves*、より整然とした、かつ確固たる市政府をもつようになる、<sup>⑤</sup>より有利に商業が営まれるようになる、<sup>⑥</sup>ということである。以上要するにマドックスは、都市の法人格化を規定する要因と

して、都市住民の一体化ないし連帯強化と、それを裏付けとするバラないしバラの諸特権継承に看取される客観性、または合理化された形式の完成なる事実を指摘する。

最後にウェインバウムはどうか。かれは十五世紀におけるバラの用語法にそくしつ、法人化された都市の特徴として以下の五点をあげる。<sup>⑦</sup>すなわち、(1)「恒久的継承性」、(2)「特定の法人名義、すなわちどこその都市の市長、市参事会員、ならびに都市民たちとして、全体でもって訴訟を起したり起されたりする権能」、(3)バラとして土地を保有する権利、(4)共同印章、(5)条例制定権。

ところで、ウェインバウムにあっては、都市の法人化の概念規定にさいし、前二者、とりわけバラードに比して慎重である。かれによれば、法人化はその初期——十二世紀前後と考えられる——においては、主としてバラないしバラの諸特権の「恒久性」のみをあらわし、稀にのみ「能動的共同体」acting communitiesの嚴肅な象徴ともいうべき「共同印章」の認可をも意味したのである。<sup>⑧</sup>つまり、ウェインバウムにあっては、都市の法人化の実体的基礎ともいうべき都市民間の緊密な結合と、それを象徴する印章の一般的使用の時期は前二者に比しておくるのである。では、いったいいつをもって、印章がひろく使用された時期と見なすのであろうか。それは一四四〇年頃である。その頃になると諸都市

にたいして賦与される特許状<sup>⑨</sup>には、右の五カ条の特権内容がことごとく織りこまれるようになり、それぞれの都市の慣行実体も特許状に規定された諸特権に照応するものとなっていく、<sup>⑩</sup>という。

みられるとおり、ウェインバウムの中世都市成熟期はバラードの見解に比して約三世紀のおくれを示しているばかりでなく、イギリスにおける都市建設ブームの時期である十二世紀初頭より一二三〇年にかけての百三十年代<sup>⑪</sup>から著しくへだたっている。それのみならず、十五世紀といえは、いわゆる「都市離脱」urban exodus現象が生起して久しく、それをつうじてイギリス中世都市が生産力的基盤を失いつつあった時期である。こうした史実をふまえるならば、都市民間相互の緊密な結合によって裏打ちされた印章使用の時期は、ウェインバウムのいう十五世紀よりも時をさかのぼらせる必要があるのではなからうか、と思われてくる。あるいは、もしそうでないとするならば、市場ないしその凝集点としての都市の認可、建設の最盛期と、中世都市の制度的、完成の時期との間には、約二世紀間の時差を認めざるをえないのであろうか。

そこでわれわれとしては、このさい中世都市法人化の歴史を整理しておく必要がある、と考える。イギリス中世都市の法人化過程を考える場合、一一九〇年より一二二〇年へかけての三十年間

を最盛期とする第一期、十四、五世紀、とりわけ一四四〇年頃を起点とする第二期、十六世紀以降の第三期、の三つの時期に区分するのが妥当であろう。

第一期は、都市印章の出現、「都市民税徴集請負権」*farm*の恒久化、徴税吏、市長、および「市会」*council* 議員の選挙による選出、をもつてそれに先行する時期と峻別されるが、とりわけ注目すべきは都市印章の使用であろう。これは、一一九一年七月オクスフォードにおいて、国王の判事の面前で同市の市民と聖フライズワイド教団員との間でかわされた捺印証書での使用をもつて嚆矢とするが、この時以後、法人としての同市の法的地位は次第に上昇し、さまざまな行為を都市共同体自身の共同印章により遂行している。

ところで右の法的地位の上昇には、都市民税徴集請負権の恒久化ならびに、都市共同体管理者群の都市民による選出、の二つの条件が充足されなければならなかった。それらの達成をつうじて、都市は、財政的にも行政的にも州長官ないし都市領主の支配を離れる——その自立性には都市ごとに幅広いニュアンスの相違があったのであるが——ことができたのである。だが、この点の詳述は後にまわし、さきへ進むことにしよう。

第二期は、ウェインバラムが中世都市法人化の完成期と呼んだ

時期、したがってまた既述の五つの特権の「すべての要素が特許状で宣言される」にいたった時期である。ただし留意すべき点はこの時期の法人化により、従来の都市は特権の新たな追加のごとき変更を、なんらこうむらなかつたということである。それは、既得の諸特権を強調的に確認し、かつ、集合的人格として自立的に行動しうる権利を、なканずく不動産保有にかなして確認したにすぎなかつた。そうした意味あいから、この時期は、中世都市の法人化を形式的に完成させた時期と見なすことができるであろう。

第三期は、法人という術語が従来のように都市民全体ではなく、「選ばれた」支配者集団にたいしてのみ用いられるようになった時期である。この間、ギルドは閉鎖的なリヴァリ組合へと再編成され、さらに事実上市政府を独占し、リヴァリ組合と「市会」*common council* ないし都市当局の両者が一体化するにいたつた。このように意味内容を著しく狭め、かつ排他的傾向をおびるにいたつた都市「法人」は、その後も久しく命脈を保つのであるが、この点の解明は本稿の課題ではない。

以上、中世都市法人化の三つの時期につき素描を試みたのであるが、留意すべきは第一期、第二期の二つの時期における都市法人の推移であろう。グロッセ、テイトラの指摘するように、「人

為的市民集団」artificial civic body」としての法的概念が現れるはるか以前から、イギリス中世都市は「自然的共同存在」natural corporate existence として存続していた。その時分から都市は、個人として行動し、不動産を相続し、裁判所へ訴えうる集合体であったのである。既述のごとく、この二つの時期の間に介在する約二世紀間および第二期には、ならん新しい特権は付加されなかったのである。それどころか第二期には、第三期を特徴づける都市法人の再編成ないし排他的傾向が、端的ながら現れつつあったのである。たとえば十五世紀末のロンドンでは、「ギルド」〔リヴァリー組合〕が事実上市政府を独占し、都市管理者群の選挙は、リヴァリー組合の中でも特に大規模な有力組合の構成員のみによっておこなわれている。これと軌を一にする排他的傾向は、同じ時期より、シュルズベリ、イクセターにおいても認めうるのである。また、こうした、リヴァリー組合構成員による市政の独占は、別の機会に検討を加えたように、<sup>⑬</sup> 糖の反面として手工業者層の都市離脱を、換言すれば中世都市の生産力的基盤の喪失をともなっていた。かく見てくると、法人化の制度的・形式的完成なる事実の中には、中世都市の危機にたいする上からの対応としての一面がふくまれる、と規定しうるのではなからうか。したがって、法人格としての中世都市——これらは、ほぼ王立都市に限定

される——の成熟期は同時に、この種の都市の経済的衰退の始期でもあり、それはまた、別の機会に検討を加えたように、「もぐり市場」meetings ないしその波頭としての「地方都市」provincial towns（ホスキンス）興隆の準備期とも一致するのである。

さて、右の考察をつうじて、イギリス中世都市法人化過程における第二期の意義が、ほぼあきらかになったことと思われる。要するに第二期、つまり都市法人の形式的・制度的完成期は、中世都市経済の危機の始期に当り、法人格化の完成はこうした危機への制度的対応として深い意味を内包するが、中世都市が既得する諸特権は、それをつうじて寸毫の変更もこうむらなかつたのである。<sup>⑭</sup> 事情かくのごとくであるから、都市特権にかんする限り、十二世紀の王立都市は中世都市として取得しうる特権のごとくを取得し、第二期には「再認」をうけたにすぎない、と解しうるであらう。

ところで、特権のごとくを取得した大規模王立都市と諸他の都市とをわかつ指標は、以上につきるわけではなかつた。いま一つの逸すべからざる指標として「都市民税徴集請負権」firma burgii があつた。都市はこの特権取得により、従来、州長官ないし国王代官に納付していた「地代」land-gavel、「家屋税」havgavel、市場税、裁判収入、王有製粉所使用税、通行税その他——

但し「貢税」*tallagium*のみ別途徴集さる——の諸税を、都市民間で選出したバラの徴税吏に納付することとなった。<sup>②</sup>かくて都市民は、州長官ないし領主の執事の介入をしりぞけ、自主的に右の諸税を徴集しうることとなったのであり、「都市の自由」をよりいっそう確実なものとするのできたのである。また都市民は、都市民税徴集請負権の取得をつうじて、国王へ一括納付する税額の固定化をもあわせかちとるといふ、二重のメリットをえたのである。

そこで国王としては、この特権を賦与するに当り殊のほか慎重にならざるをえなかつた。加うるに当該都市が経済発展をとげた場合、必然的に都市内およびその周辺地域での諸物価を上昇せしめたのであるから、諸税の固定化は、理論的にいって都市をますます有利に導き、反面、国王の実質税収を低下せしめることとなつた。<sup>③</sup>こうした不利益をカヴァーする方法として国王は、都市民税徴集請負権の賦与とひきかえに、後述するように税額のひきあげを要求したが、これとても一時的な緩和策にすぎなかつたといわねばなるまい。それでもなおかつ右の特権を賦与するというのは、理論的にいって、国王側に次の二つのメリットの中いづれか一方があつたためであらうと思われる。

第一は、国王側の一時的な貨幣の必要から右の特権を売却する

場合である。「領主的貨幣経済」の浸透にともなう国王の貨幣需要増大は、こうした一時的貨幣需要の頻度を増したに相違ない。<sup>④</sup>エドワード一世治世期以降、個別的な都市特権——都市の法人格

化認可のごときは除く——の賦与を、従来のごとく慣習に委ねず逐一特許状を与えて認可するようになったが、この推移は右の推定を裏うちするものといえよう。第二は、国王が所領管理上の必要から都市民税徴集請負権を賦与する場合である。つまり、州内の国王直轄地（以前直轄地であつて世俗大領主に譲渡された土地をもふくむ）の一部を王立都市へ昇格せしめ、行政上州と同格化することににより州長官の支配を離れ、しかもそれと競合関係に立つ権力を創出したわけである。これが王権の安定に寄与したことはいうまでもない。がら、州長官は国王の代官としての性格よりも「地方的家産権力ないし他の門閥」の利益代表としての性格の方が濃厚で、国王が地方権力の利益を無視して一方的に州長官を任命した場合、地方政治上大混乱をきたしたことは別の機会にふれたところである。<sup>⑤</sup>王立都市の創出は、地方的家産権力としての州長官にたいする有効な牽制策となりえたのである。

国王は、以上の財政的、行政的メリットを一方の眼で凝視し、他方の眼では都市民税徴集請負権賦与にともなう長期的収入減を見つめながら特権賦与の決断をくだしたものと思われる。

ひるがえって特権を取得する都市民側としても、慎重な熟慮の末決断をくださねばならぬ、リスクをとともなう問題であった。少なからぬ中世都市史研究家の指摘するように、都市民税徴集請負権はその取得をつうじて都市の自律性を不動のものとしたのであるから、バラの諸特権の中でもとりわけ高く評価され、「きわめて多くの都市」がこぞってそれを求めたのには相違ない。<sup>②</sup>しかしながら、経済的な面よりするならば、少くとも短期的には、都市民はその取得により「利益をうるよりも損失をこうむる方が通例だった」<sup>③</sup>のであるから、右の「きわめて多くの都市」というのも王立都市のごとく一定の経済的繁栄により支えられ、行政的にも整備された比較的大規模な都市に限定されたであろうことは想像に難くない。史料の語るところに従えば、都市民税徴集請負権が認められると、その翌年より都市民の税負担がきまって増大したのである。<sup>④</sup>したがって、都市民間における社会的分業の未発達な、農業への依存度の高い都市にとり、当該特権取得のための一時金、さらに増額のうえ固定された都市民税負担は耐えかねる重荷となったのである。特権の取得を望む都市民は、かれらの年々の総収益と固定化された税額との間の差額が、着実に拡大していくということを見きわめねばならなかった。

さて、都市民税徴集請負権をめくっては、右のように国王側、

都市民側共に一定のリスクをともなっていたのである。そこで国王は、十二世紀末、つまり法人化過程の第一期にいたるまで、一定期間を限り——「われわれの望む期間」*quandiu nobis placebit*——諸税の徴集を請負わせるのが常であった。<sup>⑤</sup>ヘンリー二世がその治世中に賦与した多数の徴税請負権認許状は、いずれも右の事情を物語っている。たとえば、ウォーリンフォード(Wallingford)の市民は一一五五年に徴税請負権を取得したが、三十年間保持した後、滞納のあげく喪失している。グリムズビー(Grimsey)市民のときは、一一六〇—六一年の交、わずか三カ月にして徴税請負権を失っている。<sup>⑥</sup>テイトの指摘をまつまでもなく、請負った徴税額ないし納税額は「イギリス諸都市の相対的規模および富の指標」に、換言すれば当該都市内部における社会的分業進展の度合いを示す指標に、ほかならず、したがってまた、一定期間を限っての都市民税徴集請負権賦与は、当該都市内部における社会的分業の未成熟を示すものと解しうるのであろう。事情かくのごとくであるから、都市法人化過程第一期における徴税請負権の恒久的賦与——「かれら〔都市民〕ならびにその相続人たちにたいして永久に」*sibi et hereditibus suis de nobis et hereditibus nostris in perpetuum*——の一般化傾向は、王立都市ならびにそれに準ずる大規模領主都市における行政的自立の達成と共に、都市内社会的



分業の成熟を告知するものとして注目しなければならぬ。

ところで都市民税徴集請負権にかんしては、いま一つ留意すべき問題がある。それは、徴税請負権取得にとまない、当該都市民が国王ないし都市領主の「代官職」*propositura*をも請負うこととなった、という事実にかかわる。右の特権を取得した都市民たちは、かれらの内部より代官を選出する必要を生じたのであるが、このことは同時に、事実上の市長選挙権取得をも意味したのである。<sup>②</sup> バラードは、『都市民税徴集請負権』賦与は常に、特許状にこの権利が明記されていようといなにかかわらず、代官の任命権をもともなっていた」と述べているが、まがいもなく徴税請負権の取得は、一面、都市民による州長官ないし領主代官の介入阻止を、他面、都市民による自らの管理者群選挙権の取得をも意味したのである。さらにいま一つの視点より透視するならば、都市共同体管理者群の都市民内部よりの選出は、都市共同体の事実上の法人化完成を、したがってまたそれを告知する共同印章の使用を当然前提にしなければならず、これを要するに、共同印章の使用、都市民税徴集請負権、市長をふくむ都市管理者群選挙権、の三つの特権はそれぞれ不可分の関係にあったのである。そこでわれわれは、これら三つの特権の取得をめぐって、事実上の中世都市法人化完成の指標と見なしたのである。

通常、これら三特権の取得は、王立都市——それも比較的小規模のものを除く——に限定されたと考えられているのであるが、事實は果してそうなのか、以下において領主都市若干を例にとり、この点をあきらかにしていきたい。

① A. Ballard, *The English Borough in the 12th Century*, 1914, pp. 2-17.

② J. Tait, *Medieval Manchester and the Beginnings of Lancashire*, 1904, p. 54.

③ Ballard, *op. cit.*, p. 27.

④ *ibid.*、特許状ならし諸他の証書類に記載された、都市民にたいする国王の呼びかけの形式それ自体は多様で、一定のスタイルがあるわけではない。同一都市の都市民にたいする呼びかけでも、時と場合により変形している。この点、Madox, *op. cit.*, pp. 115-135 に収録された多数の例示によってもあきらかである。

⑤ Madox, *op. cit.*, pp. 48-50.

⑥ *Ibid.*, p. 295.

⑦ M. Weinbaum, *The Incorporation of Boroughs*, 1937, p. 18. マインバムの列挙する五つの特権は、グロッセに依拠したものと思われる。グロッセは、これら五特権の中、都市共同体を識別させる明確な名称の所有を別にすれば、十四世紀の都市特許状には右特権のすべてが記述されつづいていっている。Gross, *The Guild Merchant*, vol. I, 1890, p. 96, *infra* 3.

⑧ Weinbaum, *op. cit.*, p. 90.

⑨ *Ibid.*, pp. 3-5. マインバムは、十五世紀の都市特許状には次の二種類があることを指摘する。すなわち、この期におよんで

新しく法人化を認めた特許状と、はるか以前の賦与された諸特権の「再認」(re-grant)「確認」(confirmation)をめぐらしたたすきりやれどいさる。Ibid., pp. 89, 83.

⑩ Ibid., p. 63.

⑪ M. Beresford, *New Towns of the Middle Ages*, 1967, p. 303.

⑫ Tait, *The Medieval English Borough*, 1936, pp. 235, 240.

⑬ Weinbaum, *op. cit.*, p. 63; Gross, *op. cit.*, pp. 95-96; Tait, *op. cit.*, pp. 236-37.

⑭ 拙著『イギリス封建制の解体過程』一九六四年、第五章、第三節参照。

⑮ Gross, *op. cit.*, p. 95; Tait, *op. cit.*, pp. 237, 221.

⑯ A. H. Johnson, *The History of the Worshipful Company of the Drapers of London*, vol. I, 1914, pp. 50-51.

⑰ 拙著『一〇一〇—一一四一—一五七〇』。

⑱ 拙著『建設都市と市場』(イギリス中世史研究会編『イギリス封建社会の研究』一九七〇年、所収)、二一六—二一七ページ。

⑲ W. G. Hoskins, *An Elizabethan provincial town: Leicester*, in: J. H. Plumb (ed.), *Studies in Social History*, 1955, pp. 37-69, esp. pp. 38-39.

⑳ Weinbaum, *op. cit.*, pp. 89, 83.

㉑ F. W. Maitland, *Township and Borough*, 1898, p. 185; M. Heine, *Burgage Tenure in Medieval England*, 1914, pp. 154, 72-73; A. Ballard and J. Tait (ed.), *British Borough Charters 1216-1307*, 1923, p. lvii; Tait, *op. cit.*, p. 186.

㉒ N. S. B. Gras, *The Evolution of the English Corn Market*, 1915, p. 29.

㉓ リチャード一世は、十字軍遠征のための貨幣需要を充たすべく都市民税徴集請負権を、一時的に賦与した。Tait, *op. cit.*, pp. 177-78.

⑳ Weinbaum, *op. cit.*, pp. 3-5.

㉑ 前掲拙著『一〇四一—』参照。

㉒ 前掲拙著、第二章、第四節参照。

㉓ A. M. Eskine, *Political and administrative history, 1066-1309*,

in: R. A. McKinley (ed.), *A History of the County of Leicester*, vol. IV, *the city of Leicester*, 1958, p. 22; Heine, *op. cit.*, p. 154.

㉔ Ballard and Tait (ed.), *op. cit.*, p. lxx. 徴税を都市民に請負させた都市民税は「輸出地代」(rack rent)の性格を帯び、不当に高くなり始めたため、時ならずして引き上げられる場合が多かった。たとえばダンナムニッチ(Dunwich)では、その繁栄期に百二十ポンドと二万四千ポンド(貨幣単位)の差を納したが、その後六十五ポンド以下に引きあがらされた。ロキナムト、シリトマス、トモ同一の経過をたどる。Ibid., p. lvi.

㉕ Heine, *op. cit.*, pp. 154-55. 前註㉓を参照。

㉖ Tait, *op. cit.*, p. 176.

㉗ Ch. R. Young, *The English Borough and Royal Administration, 1130-1307*, 1961, p. 35.

㉘ 「十二世紀の最後の十年間には、恒久的な徴税請負権と選挙による徴税吏、市長および市会議員」ならびに共同印章……の出現により、それら先行する時代から区別される。Tait, *op. cit.*, p. 240.

二

イギリス中世都市を考察するに際し、さまざまな分類が試みられてきたが、①その中において最も有効と目されてきた分類は、その都市の所有者が國王であるか、それとも領主であるか、を基

準とする分類であろう。われわれも、別の機会にこの分類法を採用し、イギリス中世都市の解明を試みた。一般的にいつて当該都市の所有者が國王であるかいなかにより、都市民の享受しうる特権内容が著しく相異し、仮に同一の特権であっても「都市民保有」<sup>③</sup> *burgessium, liberum burgagium* など、「通行税」<sup>④</sup> *teloneum* 免除規定にその例を見うるように、王立都市、領主都市の間で大きな差異を認めざるをえない。また、兩種都市間での特権内容の相異は、単にそのことのみにとどまらず、都市民間における社会的分業のあり方——さし当って農、商工業間の部分的分離——への影響を介して都市の経済的繁栄ないし衰退をも大きく規定するのであるから、右の分類はきわめて有効であるといわねばならぬであろう。とはいえ、中世都市の隆退を規定する要因はこれのみにつぎるわけではない。当該都市の立地条件、都市内市場の活況、等々によっても大きく左右され<sup>⑤</sup>、これら客観的要因は王立都市、領主都市の別なく作用し、商品流通量の増大にともないますますその力を増していった。十二、三世紀の都市建設最盛期に生誕を見た都市の少なからざるものが、日ならずして王立都市より領主都市へ転落した例<sup>⑥</sup>、都市乱立に根ざす過当競争の結果市場町へ転落した例<sup>⑦</sup>など枚挙にいとまないが、これらはいずれも、それぞれの都市の立地条件、市場の活況により大きく規定されていた。

留意すべきことには、こうした客観的要因に支えられて興隆をつづけた領主都市の都市民が都市昇格を旨ざす運動を進め、そのかいあって王立都市化した例も少なくなく、こう見てくると、通説が暗黙の中に前提しているように、王立都市は大規模なしたがってまた中世都市として享受しうる特権のことごとくを取得している都市であり、領主都市は零細な制度的にも不完全な都市である、といった、都市所有者別の分類と特権内容による分類との完全な一致を期待しえなくなってくるのである。とりわけ、「直屬受封者」*tenant in chief* たる伯所有の都市と王立都市とを対比した場合、このことがいえる。

そこで、以下において問題を領主都市に限定し、比較的小規模な、しかしながら十二、三世紀当時他を圧して多かつたと目される「マナー的都市」*manorial borough* ないし「マナー内在都市」*borough within a manor* と、比較的規模大きく豊富な特権により支えられた直屬受封者所有の都市、換言すれば「マナーが都市へ転化したもの」<sup>⑧</sup> *a manor transformed into a borough* とを対比しつつ、それぞれの都市の成立事情、都市民の享受する特権の内容、特権の運用面ともいべき領主『都市民關係をめぐる諸問題、史料制約はあれ、当該都市と他都市との關係などにつき検討を加えていきたい。その場合、前者の類型に属する都市とし

てマンチェスターを、後者のそれにかんしてはレスターならびにニューカースル・アンダー・ライム（以下ニューカースルと略記）を例にとることとする。

[I] マンチェスター ランカスター伯ロジャール・デ・ポイクトゥ（Roger de Poitou）配下のバロン群の一家系として、マンチェスター領主グレスレット家（the Greslets または the Grelleys）があった。同家はアルベルト・グレスレット（Albert Greslet）——ウィリアム一、二世在位期間中在世——以下七代にわたり、マンチェスターを支配した。⑩ ところで、止目すべきは、マンチェスター・マナーはサクソン時代に起源をもつふるまナー——ドウムズデイ調書の記載による——ではあったが、後述するレスター、ニューカースルとは異なり、「地位の低い領主」 a lowlier line of lords のマナーで、いわば「二流のマナー」 the 2nd class of manors であったとさう事実である。すなわち「核マナー」 capital manor, honour と、⑪ 「中間的なし従属的マナー」 the mesne or subordinate manor ならびに、自由保有地を欠き膳本保有農民からなる慣習的マナー、との中間に位置づけされるマナーであった。それは、「構成部分」 members と呼ばれる数個の「村落」 vills ——それらは「小村」 hamlets をともなっていた

——と多数の自由保有地よりなり、一三二二年の「土地評価台帳」 extent によれば、マナー直管地は千二百エーカーの耕地、四エーカーの牧草地、および八十六エーカーの牧場よりなり、他に隸農保有地と都市民保有地があった。⑫ 領主都市マンチェスターは右のマナー直管地上にその一部分として形成され、都市域内の全都市民はいっさいの隸役より解放された。

都市マンチェスターは、きわめてふるい時代から慣習的に存在した定期市ならびに週市を核として成長した。これら定期市および週市は「認許状」 grant を取得せず、したがってまた市場税を課されることもない、いわばもぐりの市場であった。五代目グレスレットがはじめて、一二二二年にヘンリー三世より定期市開設特許状を取得している。⑬

マンチェスターの都市民はこれら両市場のほかに、一二八二年に先立つ少なくとも二十年の頃から、約百五十の都市民保有地群と、農村の「マナー裁判所」 halmote, hallmoot より独立した「下級都市裁判所」 laghnote ⑭ など、慣習借地農民に比し有利な特権を享受していたが、そうした状態に甘んぜず、一三〇一年にトマス・グレスレットより改めて特許状を取得している。⑮

トマスの特許状は、マンチェスターに先立つこと七十年、チェスター伯ランドルフ・デ・ブランデヴィル（Randolf de Blunde-

三三)が隣接する都市ソルフォオドに賦与したそれを模倣したものであった。それは三十五項目よりなるが、既得の諸特権を再認した項目が大部分で、しかも基本的な二つの点でソルフォオド特許状よりも顕著な後退を示していた。第一点は、ソルフォオド特許状では「……ソルフォオドの町は自由都市となる」Quod villa de Salford sit liber burgus との明確な宣言が織りこまれていたが、マンチェスターのそれにはこうした宣言が欠落している、という点である。いま一つの相違点は、ソルフォオドの場合、「件の都市民は自からの執事を意のままに選挙することができ、かつその年の終りにはかれを解任しうる」Predicti burgenses possunt eligere prepositum de se ipsi quem voluerint removere in fine anni と執事、換言すれば市長の選挙権が明言されているが、マンチェスター特許状には、右の第一点からも類推しうるようにこうした規定はまったく含まれていない、という点である。もとより、ソルフォオド都市民もマンチェスター都市民同様マナー領主を排除しえなかつたのであるが、そうした制約の中ではあれ、前者は後者に比しより幅広い自由を享受しえたのである。こうした相異のよってきたるところはまずは両都市それぞれ「領主の居城からの距離」に帰されよう。パロンに比し広大な所領を支配する伯の場合、都市民にたいする支配は相対的にゆる

やかなものとならざるをえなかつたものと思われる。

では、特許状の規定するところにしたがって、マンチェスター都市民の享受する特権内容をいましばらく検討していくことによろう。

特許状全文を一読して看取しうる基調は、都市マンチェスターが依然としてマナー領主の支配下に置かれた、ということであり、この点、既述の「都市自由」規定欠落の楯の反面をなすものといえる。

まず裁判権を規定した第二条以下第九条までの諸条項について見れば、都市裁判所がマナー領主の掌握下におかれ、都市民の自主性がまったく認められなかつた点、明瞭である。たとえば第二条では、「〔領主の代官である〕都市の執事が都市民の抗弁を拒否し、かつ、拒否されたものが裁判当日下級都市裁判所〔aghnoteに出廷せず、しかもその代理人も出廷しなかつた場合、かれ〔件の都市民〕は前記領主にたいして十二ペンスを支払わねばならぬ。かつまた、前記領主は、かれ〔件の都市民〕にたいする抗弁(ないし訴訟)を都市裁判所 Porte-man-note においておこなうであろう」と定められており、裁判における領主側の絶対的優位と都市民の無権利状態は改めて指摘するまでもないであろう。

第十条では、製粉、パン焼にさいし領主の設備を使用するよう

強制しているが、こうした罰令権行使の事実ひろく王立都市においても認められており、マンチェスターのごとき小都市の特殊事情を物語るものとはいえない。

留意すべきいま一つの点は、第三、第五、第十六、第十七、第二十四、第二十六の各条項に看取しうるよう、罰金のたぐいのごとく領主にたいして支払うよう定められている点である。こうした規定の仕方は、マンチェスター都市民が徴税請負権を取得しえなかったという事実に対応する。

以上、特許状に示されたマンチェスター都市民の享受する特権内容を検討してきたが、いずれもマナー領主権の大幅な介入を伝えるものであり、都市民に固有な自主性のごときはほとんど認められない。唯わずかに都市民保有権を認めた第一条と、所領内での通行税免除を定めた第二十四条が、マンチェスター都市民を周辺農村の慣習借地農民と弁別する根拠たりえたかと思われるが、これとても薄弱なものであった。というのは、十四世紀の経過中に、ただか都市民保有権と都市裁判所のみを誇示しうるにすぎぬ領主都市は、「市場町」*villa mercatoriae* へとなりさがつてしまったからである。かくて、一三五九年、時のマンチェスター・マナー領主ロジャー・ラ・ワール(Roger la Warr)とその上級領主たるランカスター公が、マンチェスターの性格規定をめぐ

って争ったさい、地方陪審員はマンチェスターはバラではなく、たんなる市場町にすぎないとの判決を下したのである。<sup>②</sup>

この争いから約一世紀半を経過した一四九五年、ヘンリー七世がマンチェスターを通過したさいには、この地域は相変らず農村地方の小市場町で、百―二百人の住民を救えるのみであり、すべてがマナー領主より土地を保有し、領主裁判所で訴訟を起し、かつ出仕する義務を負わされていたといわれる。このように十五世紀の経過中には、既述の都市裁判所さえも開かれなくなり、「領主裁判所」*Court Leet* へ合体されてしまったのである。

〔Ⅰ〕 レスター レスターは等しく領主都市であっても、さまざまな点でマンチェスターとは著しく異なっていた。まずその所有者が直屬受封者たる伯であるという事実は、これら二類型の都市を分かつ決定的な一点で、この点、後述するニューカースルと共通していた。ところでレスターの場合、征服前に起源をもつバラでありながら王立都市として一貫しなかったという点もさることながら、都市制度の確立にさいし「商人ギルド」*gilda mercatoria* がきわめて大きな役割を演じた、という事実は殊のほか注目ししよう。都市制度確立過程における商人ギルドの機能をめぐって、その役割を比較的軽視し都市行政機関の従属的部分と見なすグロ

ッス説と、これを批判し、十二世紀における商人ギルドの役割を重視するテイト説とがあるが、ことレスターにかんする限りテイト説を是としなければならぬであろう。

さし当り征服直後における都市の所有関係から考察を進めていく。レスターは、国王より、征服のさい功績のあった寵臣ヒュー・デ・グレンテメスニル(Hugh de Grentemesnil)にたいして授封され、三代にわたり同家の所領——ミッドランド地方最大の所領で、直営地内に三十七のマナーが含まれていたという——の一部をなしていたが、三代目にはいり一揆鎮圧のさいの失敗がもとで、グレンテメスニル家よりビューモン家(the Beaumonts)の手に渡った。この時以後レスターはビューモン伯の直接支配下におかれることとなり、二代目ビューモンはレスター伯を名乗るようになった。ビューモン家も国王の信任厚く、ミッドランドで最も有力な家系であり、十二世紀末には莫大な土地を集積し、「レスター所領」the honour of

職	業	人数	職	業	人数
1.	パン製造工 (Pistor, furnur)	15	27.	医者 (Medicus)	1
2.	絹織物商 (Mercer)	9	28.	細引製造工 (Corder)	1
3.	鍛冶屋 (Faber)	9	29.	牧草売り (Gressemonger)	1
4.	商人 (Mercator, marcant)	6	30.	腰帶製造工 (Seinter)	1
5.	染色工 (Tinctor, brasiler)	6	31.	製陶工 (Potter)	1
6.	コック (Keu, coc)	6	32.	馬係 (Stabler)	1
7.	羊皮紙製造工 (Parcheminer)	5	33.	農夫 (Graner)	1
8.	船頭 (Aguarius, ouarius)	5	34.	羊毛包装人 (Packere)	1
9.	飼料商 (Avenator, avener, plante-fene)	5	35.	紡毛工 (Combere)	1
10.	金細工職 (Aurifaber)	4	36.	毛織物織ち工 (Liur de dras)	1
11.	皮製造工 (Parmentor)	3	37.	梳毛工または起蝨工 (Pannebetere)	1
12.	桶屋 (Cuuer)	3	38.	毛織物仕上工 (Dubbere)	1
13.	製粉工 (Molendarius, muner)	3	39.	製菓工 (Flauner)	1
14.	車大工 (Rotarius)	3	40.	行脚僧 (Palmer)	1
15.	馬具工 (Seler, paneler)	3	41.	石工 (Macun)	1
16.	蹄鉄工 (Ferator, ferur)	2	42.	塗装工 (Pinctor)	1
17.	大工 (Carpenter)	2	43.	鉛職人 (Plummer)	1
18.	皮なめし工 (Tannator)	2	44.	宿屋の召使 (Spitelman)	1
19.	漁夫 (Piscator)	2	45.	外科医 (Serviens)	1
20.	肉屋 (Carnifex)	2	46.	秘書 (Cancellarius)	1
21.	靴下製造工 (Hoser)	2	47.	説教師 (Preacher)	1
22.	製靴工 (Corvisor, sutor)	2	48.	書記 (Clericus)	1
23.	居酒屋 (Belhoste)	1	49.	麦芽商 (Maltmonger)	1
24.	仕立職 (Tailor)	1	50.	芥子商 (Mustarder)	1
25.	ろくろ師 (Turner)	1	51.	馬丁 (Dauncel)	1
26.	運搬人 (Porter)	1	52.	? (Hallknav)	1
			53.	隸農 (Vilein)	1

Leicester として知られるようになった。<sup>⑧</sup>

十二世紀における伯とレスターとの関係をみるに、同都市は所領中の「核マナー」caputとして——「マナーが都市へ転化したもの」——伯にとり決定的重要性をもっていた。それは、史料にないむかしから展開していたと推定される、目を見はらせるほどの社会的分業の進展情況——一九六六年当時のそれにかんしては表示参照<sup>⑨</sup>——と、それに裏うちされた商人ギルドの早熟的形成によっても推定しうるところであるが、十二世紀にはこうした経済的繁栄のゆえに、同都市の支配権をめぐって國王と伯とが競合する局面すらあったのではなからうか、と思われるふしがある。このような推定を促す根拠は、一一九九年ジョン王が伯の頭越しにレスター都市民に賦与した特許状、すなわち「……かれら〔レスター都市民〕は全国いたるところを、商品その他のいっさいの物品を携行して自由になんの妨げもなく往き来し、かつ取引することができる。……」<sup>⑩</sup>に求めうるであらう。かかる競合関係は、右の流通特権<sup>⑪</sup>によっても看取しうるように、レスター都市民の「都市自由」の確保に寄与したであらうことは想像に難くない。

こうした事情もあって、レスターでは、都市住民の連帯性の強化が早くから進み、十二世紀末ないし十三世紀前半のある時期に法人化の完成を認めることができる。この点は、特許状および証

書類に記載された「共同体」communitas という術語の用法上の変化を跡づけることによって確認しうる。具体例をもって示すことにしよう。

一一八一—六八年間のある時期に伯がレスター都市民にたいし、都市裁判所以外の場所での弁論免除を承認した特許状があるが、その中では「……予の全レスター都市民ならびに自らの共同体に属すると考えられるすべてのもの……」<sup>⑫</sup> omnibus burgensibus meis de Leycestria et omnibus illis qui in comitate eorum se tenere voluerint と記されており、そこでの「共同体」なる術語は都市法人を指すのか、それとも商人ギルドを指すのか必ずしも定かではない。しかし、以下の二史料では、この術語が都市法人を指称していることは明瞭である。すなわち、一二五六年、ヘンリー三世が長子相続制を承認した特許状では、「……レスター都市民の共同体……」<sup>⑬</sup> Communitatis Burgensium de Leicestria と記され、さらに一二五—五五年間のある年に都市民がオールドリッツ(Oldric)より宅地を購入したさいの証書では、「……ピータァ・ロジャアの息子たるレスター市長ならびにレスター都市民とレスター共同体およびその後継者たが……」<sup>⑭</sup> Petro filio Rogeri Maiori Leycestrie et Burgensibus et Commune Leycestrie et successoribus とあり、これら二例、なかんずく後者



では、都市法人化へむかつての著しい前進を看取しうる。しかも後者では、市長以下の都市民が法人格のもとに土地を「共同財産」として購入しており、ウェインバアムのいう都市法人の能動性を示すものと見なすことができよう。このようにレスターでは、おそらく十三世紀半ばまでに都市民層の法人格化を完成し、さらには市長選挙の事実をすら推定せしめるのであって、まずはこうした点に注目しなければなるまい。

レスターをめぐる国王対伯の一種競合的ともいえる関係は、都市裁判権をめぐる都市民の特異な位置づけにも反映している。すなわち、都市民は、一方、州ならびにハンドレッドの裁判所への出廷義務を免除されるといった、王立都市なみの特権を享受したのみでなく、十三世紀末には伯の意志にもとづく場合を別にして、国王の役人はレスター内で義務を遂行する権限をもたない、など伯庇護下の諸特権——王権による支配からの自由——を享受したが、他方では、少なくとも制度的には伯の裁判権に服さねばならなかった。三週間ごとに開催される「城内裁判所」the court of the castle および、伯の役人が司裁する十人組検視廷のごときがそれである。<sup>⑤</sup>

しかしながら、伯のかかる都市民支配にたいしては、後者は商人ギルド組織をもつて防禦しえたのであり、ことレスターにかん

しては、「都市自由」は十四世紀八十年代にいたるまで商人ギルドにより守られたと見なして大過あるまい。伯は一一八一六八年間のある時期に、「レスターの全都市民にたいして、予の父ならびに祖先の時代に、かれら〔全都市民〕が享有していたいっさいの慣習と共に商人ギルドを認許する」旨、再認しており、レスターにおける商人ギルド組織の根強さと、伯によるその伝統の全面的尊重とを認めることができる。そこでわれわれも、商人ギルドの考察へと進まねばならない。

一一九六年の現存最古のレスター『商人ギルド記録』は、既述のごとく(前掲表示)五十三種に達する職種の内容を伝えており、これは、後述するニューカースルなどに比し驚異的な社会的分業の進展情況といわねばなるまい。これだけの職種をかかえこむ商人ギルドは、当然のことながら、構成員にたいする規制力の点でも強固なものがあつたと考えざるをえず、こうした推定はやがて、構成員の利害対立→同職ギルドへの分裂となつて裏うちされるのであるが、この点は後の課題とし、当面、商人ギルドによる都市法人機能の援護ないし代行の側面とその推移とをたどっていくことにしよう。

中世都市が、その初期に農村的特質を色濃くとどめていたという事実については別の機会に言及したが、十二世紀のレスターも

その点例外ではなかった。「都市裁判所」portmannemot はふるくから存在したが、既述のごとく伯の支配を免がれることはできなかつた。そうした中であって、レスター商人ギルドは、伯の再認により存続し、伯の一定の干渉は不可避とはいえ、他に例を見ない自由を享受し、しかも、レスターそれ自身が法人化の途上にあった時期に、いち早く法人格として制度的成熟を示し、レスターの都市化ないし法人化を促進したのである。この点は、商人ギルドの「裁判所」*Morwenspeche*、管理者選挙制度、「条例」*bye-laws* 制定、印章使用、等々をつうじて認めることができるが、さし当り、ギルド裁判所を中心に考察していくことにしよう。

ギルド裁判所は年間約四回開催され、選挙をつうじて選出されたギルドの首長が司裁した。その本来の権能が取引規定ないし営業規則の制定と裁判機能にあったことはいうまでもないが、レスターの場合、裁判機能が広汎にわたり、取引規定、営業規則をめぐる違反事件はいうにおよばず、ひろく一般都市民にかかわる告訴等も処理された。それどころか、時には週市の売場をめぐる規制のごとく都市全体にかかわる問題についての集会在、この場を借りて開かれており、<sup>④</sup>あきらかに都市裁判所にかわるもの、ないしそれを補うものであった。都市民全体を指称した「共同体」*communitas* なる術語が、同時にギルド裁判所に集合したギルド成員

の意にも用いられたという事実は、右の指摘と照応する。都市裁判所が伯の支配下に置かれていた当時、時たま伯の執事が臨席したとはいえ、<sup>④</sup>大幅な自主権を保証されたギルド裁判所が事実上の都市裁判所として機能したということは、レスターの都市法人化過程においてじゅうぶん評価されねばならないであろう。

次に商人ギルドは、その「首長」*aldermann* 選挙を記録にないむかしからおこなっており、このことに関説した最古の史料は一二〇九年の『自由民登録簿』*Register of the Freeman of Leicester* <sup>④</sup>であるが、同年はレスター初代市長をめぐる記録出現に先行すること五十年である。商人ギルドにおける、こうした記録にないむかしからの首長選挙の慣習が、その後の市長選挙制度実施にたいして強い影響をおよぼした、というよりはギルドの慣習がそのまま都市当局により踏襲されたであろうことは想像に難くない。かかる推定を裏づける誠に興味深い史料が、左に引用する一二二五年の『ギルド記録』中の一節である。<sup>④</sup>すなわち、「これらの人々はギルド総会で選出され、首長のいっさいの召集に応じて出席し、当該都市にかんして助言をし、かれ〔首長〕の市政遂行に全力をあげて協力しなければならぬ。……」*Isti electi sunt per commune consilium gilde ad veniendum ad omnes summoneiones Aldermani ad consulendam villam et ad eum*

sequendum in negociis ville pro posse suo……と。ことごとくにいたっては、もはやレスターにおける初期市政が商人ギルド主導のもとに進められたということ、市長出現に先立つ一時期の事実上の市長が商人ギルドの首長であったということ、はまったく疑う余地がない。この過渡期は十三世紀前半にあったと考えられ、一二〇九年当時ひろく用いられた「ギルドの首長」という表現は、十三世紀半ばまでには「レスターの首長」Aldermani Leicestrie という表現に置きかえられていく。しかしながら、こと「収入役」Chamberlain——「都市共同体の合意により選出された」——にかんしては、一三四四年のおそぎにいたるまで商人ギルドの収入役が都市法人のそれを兼務していた。<sup>44</sup>その理由は、恐らく商人ギルドが財政面にかんする限り伯の支配から完全に独立しており、しかもギルド加入料収入にもとづく豊かな財源をもとに、早くから「当都市のために用だて」<sup>45</sup>Inde commodanimus…… ad commodum ville する慣習がでぎ上っていたために、都市財政のいっさいを商人ギルドに依存し、都市として財政的に自立する必要を覚えなかつたためではなからうか。レスター市当局が、諸他の都市とは異なり、十四世紀七十年代のおそぎにいたるまで市民税徴集請負権を持たず、しかも取得した特権は一三七五年より八五年へいたる十年間という短期間の請負権にすぎなかつた、<sup>46</sup>という

この特権をめぐる消極的姿勢も、都市当局の商人ギルドへの財政的依存の事実をぬきにしては、理解困難なのではなからうかと思われる。

最後に、都市民相互間の緊密な結束の象徴ともいうべき、都市印章の使用につきふれておこう。都市の法人化過程において印章使用のもつ重要性は既述したが、レスターでは、この点でも商人ギルドと深いかわりをもっていた。ギルドの印章と明別された都市印章の使用は、一二七七年、レスター市長のクロウチバック(Edmund Crouchback)が都市裁判所の訴訟手続を改善すべく発した特許状での使用が最初で、そこでは「……前述した都市共同体の印章と共に……」ensement od le seel de la vile auant die と記されている。しかしながら、商人ギルドによる印章使用の歴史はよりふるく、一二五八年の『ギルド記録』には「ギルド共同体の新しい印章の製作費として四シリング・六ペンス」<sup>47</sup>In uno novo sigillo facto ad communitatem Glde hiis. vid. 支出した旨記録されており、旧印章がこの時点よりも前から使用されていたことを推定せしめる。既述のごとく、ギルドの首長が、一時期、市長職を兼務した事実およびギルド総会が、事実上、市政府の機能を果していた事実、を考えあわせるならば、都市固有の印章使用に先立つ一定期間、ギルド印章をもってそれにかえた

のではなからうか、と推定される。

さきにわれわれは、都市の法人化完了の指標として、共同印章の使用、都市民税徴集請負権および市長選挙権の取得、の三点を指摘したが、レスターの場合、領主都市ではあるが、領主が直属受封者たる伯であったこと、および早熟的な社会的分業の展開にもとづく商人ギルドの強い影響とにより、十三世紀半ばまでにこれら三特権を取得し、法人化を完了した。徴税請負権については留保を附さねばならないが、しかしながらこれとても、既述の理由から積極的に獲得運動を展開しなかつたまでで、その欠如がレスターの法人化を妨げる要因とはなっていない。

ここで十四世紀以降のレスター市政府につき展望を試みるならば、同世紀中に「ギルド裁判所」*Mouvements* は、都市共同体の行政機関へ転化し、ギルド集会は市政遂行のための集会へと性格を変えた。都市条例もギルド裁判所で公布されることとなった。こうした変化にともない、誠に興味深いことには、従来の都市裁判所が次第に退化しはじめ、簡易な裁判業務と不動産譲渡登記事務の二業務のみを主として遂行する機関となってしまった。その結果、裁判所収入は、都市領主より都市法人の手中へますます集中することとなり、この面からも、都市民にとつての徴税請負権取得の必要性を減ずることとなった。こうした動きは、市長の地

位をも著しく変更させずにはおかなかつた。一三〇〇年を過ぎる頃から、都市共同体における市長の地位は絶対的なものとなり、都市問題にかかわる市長の行為は、とりもなおさず都市法人の行為として受けとめられるようになった。<sup>⑧</sup>

右に見た十四世紀以降のレスター市政府の変化は、一言でいふならば、その時点までレスター領主の権力を牽制してきた商人ギルドが背後にしりぞき、それにかわつて市長以下の都市法人が名実共にレスターを支配するにいたつた、ということにならう。興味深いことには、こうした動きに呼応するかのようには、総合的な商人ギルドの構成員にたいする規制力は衰え、早くも十三世紀中葉より次第にくすぶりはじめた商人ギルドの分裂↓クラフト・ギルド化の動きが顕在化するにいたつたのである。<sup>⑨</sup>

〔Ⅲ〕 ニュカースル・アングァ・ライム 都市ニュカースルは、一七二一七三年におけるその建設から一二一五年へいたる約半世紀間国王の手中にあつた。一七三三年以前には、州長官会計簿において城の近傍に成長した「新しい町」*Novum Oppidum* とのみ記されているが、同年以後、時には「ニュカースル町区」*villata de Novo Castello*、しかし多くの場合「バラ」と記載されるようになった。一二一五年以降、ニュカースルは国王の手を

離れ、チェスター伯ブランデヴィル (Ranulf de Blundeville) の所有となった。<sup>⑤⑥</sup>

レスターとは異なり新興建設都市であったが、一時国王の手中にあったという事実、さらに、その後の領主が直屬受封者たる伯であったことは、注目に値しよう。

約半世紀にわたる王有期間に、ニューカースル都市民は、少なくとも次の二つの利点をほしきままにすることができた。第一に、都市民は不在領主たる国王の「臨時利得」perquisites をたやすく侵害することができたのみならず、こうした不法侵害はやがて慣習化し、既得権化していったのである。第二に、都市民は、一七二一七三年に国王にたいし二十三ポンド十六シリング八ペンスを支払い、左のような内容をもつ特許状を買いとった。すなわち、①「都市民保有」burgage tenure 設定による十二ペンスへの地代固定化、②同保有地を動産と同じく売買しうる権利、③同じく遺贈しうる権利、④共同耕作地上での放牧権、⑤林野での用材採取権、⑥市外での裁判所において被告としての弁論を免除される権利、⑦都市内での取引税の免除、の七点である。これらの特権には、②、③に看取しうるような、都市民保有の寛大な条件を別にすれば、これと違って特筆に値するようなものは含まれていない。しかしながら、「……予〔ヘンリー二世〕は、予のプレス

トン都市民にたいし、予がニューカースル・アングリア・ライムの都市民に賦与しかつ承認したものとまったく同一の特権ならびに慣習のいっさいを認許し、かつ確約する」[concessisse et……confirmasse burgensibus meis de Preston omnes easdem libertates et liberas consuetudines quas dedi et concessi burgensibus meis de Novo Castello subus Limam とヘンリー二世の、王立都市プレストンにたいする一一七九年の特許状から判断しうるように、王立都市にたいするとまったく同一の特許状が、まったく同一の条件のもとに、しかも当該王立都市に先行して賦与されたという事実は、注目に値するであろう。このようにニューカースルは、僅か半世紀たらずの期間とはいえ、事実上王立都市として発足したのである。かくて十二世紀七十年代には、週市の急速な発展が認められた。一例を都市内新興市場にとれば、一一七二年当時十シリングだった市場税徴集諸負金が、翌七三年には二十シリングへと一挙に倍増している。<sup>⑦</sup>

ところで、われわれの関心をひく問題は、ニューカースルが国王の手を離れ伯の支配下へはいつて後二十年を経過した一二三五年、同都市民が再度国王特許状を取得することに成功した事実である。すなわち、都市民は、当時貨幣不足に悩んでいたヘンリー三世と結んで、以下のような内容の特許状を買いとった。①「自由都市」

*liber burgens* の諸特権、②商人ギルド結成の権利、③全イングランドで自由に取引しうる流通特権、④ロンドン特権区を除く全イングランドでの通行税免除。これら四特権の中、①は前記ヘンリー二世特許状中の都市民保有をめぐる諸条項の再確認と見なしうるが、②以下の三条項はいずれも流通特権にかかわる内容であり、しかもそのことごとくが王立都市にたいする流通特権とまったくと変らぬ寛大な規定となっている点に、殊のほか留意せねばなるまい。ところで、ニューカースルでは、一二三五年のおそぎにいたってはじめて商人ギルドの結成をみており、この点、既述のレスターの場合に比して格段の相違といわねばならぬ。ニューカースルでは、バラへの昇格を期して急速な商業の興隆があったとはいえず、十三世紀当時、ニューカースル都市民の商業への関心はいまだ薄く、レスター都市民に比して著しく後進的であった。

こうした商人ギルドの後発性は、ギルドと都市政府との関係にも反映する。レスターでは、まがいもなく商人ギルドの強力な先導のもとに都市法人化の達成を見たのであるが、ニューカースルではこれとまったく逆に、商人ギルドは都市政府の外部にあってそれを補佐する機関にとどまった。十四世紀末期にいたるまで、都市管理者群と商人ギルドのそれとが人格的に分離され、都市政府とギルドがそれぞれ二つの異った団体を構成していた事実を想起

するならば、十三、四世紀におけるギルドの都市政府への寄与の内容というのも、たかだかその構成員による「応分の町区税負担」*scot and lot* の域を脱しなかったものと推定して大過あるまい。

反面、都市自体の法人格化への歩みは、一一七二—七三年の特許状取得以降、着実に進められた。一二五一年における都市民税徴集請負権の取得は、大きな前進を示すものといえよう。この特権はニューカースル領主たるランカスター伯エドマンド(Edmund)——國王の弟に当る——の恣意により一時取りあげられ、「われわれ(ニューカースルの市長ならびに都市共同体)は件の都市を固定都市民税でもって保有する権利はなく、ただかれ(エドマンド)の意志のままにされるだけだ」*nos nihil juris habemus ad tenendum dictum burgum ad feodi firmam immo ad voluntatem suam tantum* という状態に追いこまれましたが、その後時ならずしてこの特権を回復し、一二三二年の文書では既に以前から旧に復したものととして叙述されている。この特権により、ニューカースル都市民が、州長官ならびに伯の徴税吏の介入を排除しえたことは、いうまでもない。

同様にして、右に引用を試みた史料は、「ニューカースルの市長ならびに都市共同体」*major et communitas burgi de Novo Castro subtus Lyman* といふ呼称によって判断しようとするように、

おそくともこの時点までに市長選挙がおこなわれるようになった事実、およびニューカースル法人化の事実を伝えている。さらに、別の史料は、一二九三—九六年までには都市としての共同印章が使用されるにいたった事実をも伝えており、同都市がおそくとも十三世紀末までには法人化を完成したことは確実といえよう。

以上、ニューカースルは、社会的分業の未熟な新興領主都市とはいえ、建設当初、約半世紀間の王有とその後の直屬受封者による支配、といった有利な条件にささえられ、いち早く法人化を完成した。こうしたいき方は、等しく伯支配下の都市とはいえず、商人ギルドとの深いかわりあいのもとに法人化を完成したレンスターとは対照的——ニューカースルの(王権)依存型にたゞするレンスターの自生型——であった、といわねばならないであろう。

- ① たとえば、ラードは、ドゥムズゲイ台帳に記載された、ムラを、都市と周辺農村との借地関係を基準にして「複合ムラ」composite borough と「単純ムラ」simple borough に分類し、前者をそれぞれ「州ムラ」county borough と「進州ムラ」quasi-county borough に細分づつた。Ballard, *The Domesday Borough*, 1904, Chap. I, esp. pp. 4-7. またホスキンスは、エリザベス時代の都市を「地域の首都」regional capital、「州都市」county town、「市場中心地」market-centre「市場町」town の序列に分類してつた。Hoskins, *op. cit.*, p. 38.
- ② 前掲拙著、第二章。
- ③ 同右、九二ページ。
- ④ 同右、九五—九六ページ。

⑤ 中世都市の隆退を規定する事情にかんしては、さし当り、Beresford, *op. cit.*, pp. 251-315 の叙述が参考になるべきであろう。なお、前掲拙稿、二一八—一九二ページ参照。

⑥ サマセットシャーのウエルズがその例である。前掲拙稿、二〇九—一〇一〇ページ以降参照。

⑦ 同右、二七—九二ページ。

⑧ J. le Patourel (ed.), *Documents relating to the Manor and Borough of Leeds, 1066-1400* (*Publications of the Thoresby Society*, vol. XLV, no. 104), 1956, p. xxix.

⑨ *Ibid.*, p. xxix.

⑩ J. Harland (ed.), *Mancashire: being chapters from the early recorded history of the barony; the lordship or manor; the vill, borough, or town, of Manchester* (*Transactions of the Chetham Society*, vol. LIII), vol. I, 1861, p. 35.

⑪ 核トナーを含むマンカシャー南部の所領構造については、前掲拙著『産業革命と小経営の終焉』二五—二五三ページ参照。

⑫ Harland (ed.), *op. cit.*, p. 42.

⑬ *Ibid.*, vol. II, pp. 362, 365; Tait, *Medieval Manchester*, pp. 24-25.

⑭ 一二八二年の特許状によれば、ロハット・クルスレットは、二二年特許状にたゞする文牒として國王「一頭の乗馬用馬」One Palfrey を提供している。なお、定期市は、國王が成人するまでの五年間の賃貸契約となっていた。

⑮ Harland (ed.), *op. cit.*, vol. I, pp. 133-34; Tait, *op. cit.*, p. 44.

⑯ Harland (ed.), *op. cit.*, vol. II, pp. 212-39; Tait, *op. cit.*, pp. 45-46, 80-119.

⑰ Tait, *op. cit.*, p. 62.

- ①⑩ 「自由都市」 *liber burgus* の概念規定には広狹をまよせざる、必ずしも定かたではないが、タイトは諸説を検討しつつ、次のように結論付けている。①十二、十三世紀には、大小、旧新、王立、領主立を問わず、都市民保有地のあるところには、なほ自由都市と呼ばれた。②ある場所が *liber* とおそれ、その住民が自由都市民となった場合、都市民保有たともなく諸特権と自由な諸慣習とが含まれた。③ *liber* の諸特権をめぐる単一の規程なるものはなかつたから、その *liber* の制度を踏襲するかの選択の余地が残されてゐた。④週市と定期市は、既得の場合を除き、特別の認許を要した。通行税の全般的免除にかんじても同様。⑤國王創設の都市——*ニューカースル・アンダー・ライム* の *liber* とおそれ、なほ「起源のなほ自由都市」 *established borough* —— *ニューカースル* とおそれ、一般に「なほ自由都市」が享有してゐた諸特権を享有した。⑥十三世紀末までに、國王の行政政策から、多数の *liber* とおそれ、わが領主都市が *liber* の地位を奪われた。Tait, *Medieval Eng. Borough*, pp. 211-12. *liber* とおそれ、*liber* の場合、自由都市の特権とは⑦の規定が「おそれ、」解して大過なものであつた。
- ①⑩ Ballard and Tait (ed.), *op. cit.*, p. 3; A. Redford, *The History of Local Government in Manchester*, vol. I, 1939, pp. 15-16.
- ②⑩ Ballard and Tait (ed.), *op. cit.*, p. 352.
- ③⑩ タイトは *liber* とおそれ、が「法人組織ならし準法人組織」 *la corporate or quasi-corporate constitution* を持つてゐた、と述べてゐる。Tait, *Medieval Manchester*, p. 52.
- ④⑩ 「勢力範囲の個々の構成要素が領主の居城から遠く離れたれば難さる程に、それだけ領主の影響をまぬがれる。」M. Weber, *Grundriss der Sozialökonomik*, 1953, S. 710.
- ⑤⑩ 本稿の二〇〇一年特許状の引用は、マヤハ Harland (ed.), *op. cit.*, vol. II, pp. 212-39. *liber* とおそれ、
- ②⑩ *Ibid.*, p. 219.
- ③⑩ Tait, *Medieval Eng. Borough*, pp. 205-06.
- ④⑩ Harland (ed.), *op. cit.*, vol. III, pp. 483 f.; Redford, *op. cit.*, pp. 22-23; Tait, *Medieval Manchester*, pp. 52-53.
- ⑤⑩ W. A. Shaw, *Manchester Old and New*, vol. I, pp. 7-8.
- ⑥⑩ Gross, *op. cit.*, vol. I, p. 63.
- ⑦⑩ Tait, *Medieval Eng. Borough*, p. 224.
- ⑧⑩ M. Bateson (ed.), *Records of the Borough of Leicester*, vol. I, 1899, p. ix; J. Thompson, *The History of Leicester*, 1849, p. 27; Erskine, *op. cit.*, pp. 1-2.
- ⑨⑩ Bateson (ed.), *op. cit.*, pp. 12-16; C. J. Billson, *Medieval Leicester*, 1920, pp. 127-28. 素示は後者所収の *liber* より引用した。
- ⑪⑩ Bateson (ed.), *op. cit.*, p. 7.
- ⑫⑩ 「起源のなほ自由都市」（本節、註 8、⑤参照）に根をすと思われが、王立都市なみの流通特権を享有した。と *liber* とおそれ、*liber* のかかると特権は、必ずしも当時周知のものではなかつたらしく、一一八一—三五年間の *liber* 年に *liber* とおそれ、*liber* 都市民が、不法に通行税を要求したとき、同年以降それを徴集してはならぬ旨、*liber* 一世が同州の長官らに令状を發してゐる。Ballard (ed.), *op. cit.*, p. 194.
- ⑬⑩ Bateson (ed.), *op. cit.*, p. 4.
- ⑭⑩ *Ibid.*, p. 50.
- ⑮⑩ *Ibid.*, pp. 51-52. なほ、同史料集「五七二—三の年代不明の史料に、」本文中の引用例と同一の例を見いだすことが出来る。
- ⑯⑩ Erskine, *op. cit.*, p. 10.
- ⑰⑩ Bateson (ed.), *op. cit.*, p. 3.
- ⑱⑩ 前掲拙著『解体過程』七九—八二ページ。



- ① Bateson (ed.), *op. cit.*, pp. 171-72.
- ② *Ibid.*, pp. 186-87.
- ③ H. Hartopp (ed.), *Register of the Freemen of Leicester, 1196-1770*, 1927, p. 5.
- ④ 本邦「商人ギルドの首長選挙にかんしては」Bateson (ed.), *op. cit.*, p. 60. 所収の一二三四年二月二十七日付の史料参照。
- ⑤ *Ibid.*, p. 34.
- ⑥ *Ibid.*, vol. II, 1901, p. 62.
- ⑦ *Ibid.*, vol. I, p. 61.
- ⑧ *Ibid.*, vol. II, pp. 149-52. 年間「八十ポンドの都市民税」*terme de quatre vintz livres* である。
- ⑨ *Ibid.*, vol. I, p. 166.
- ⑩ *Ibid.*, p. 82.
- ⑪ *Ibid.*, p. xliii.
- ⑫ Erskine, *op. cit.*, p. 14.
- ⑬ Bateson (ed.), *op. cit.*, p. xliii.
- ⑭ たとえば「縮絨工たち」Fullones は、一二六〇年以前に自分たちだけで集会を開き、自からの監督を任命し、自から工賃を定めたが、これは、商人ギルド管理者群が一方的に定めた諸規制にたいする抗議行動であった。しかし、縮絨工たちの抗議も当時の強力な商人ギルドの前には効なく、同年以後、「かれらは、ギルド共同体の中から、その目的のために選出られた二人の商人ギルド所属の商人の面前でなければ、いかなる集會 *morespectum* も開かないであろう。……縮絨工はその各々が、……自から値段を決めることはしなうであろう。」とのギルドのとり決めに同意させられている (*Ibid.*, pp. 89-91)。クレイマーは、レスター商人ギルドは、一三八〇年にはもはや同都市内の商工業者にたいする統制力を失ってしまった、としているが、その時期

は、むしろ市民の要求があるからではないか。S. Kraemer, *The English Craft Guilds and the Government, 1905*, pp. 24-25.

- ⑮ T. Pape, *Medieval Newcastle-under-Lyme, 1928*, pp. 1, 11-12, 40.
- ⑯ *Ibid.*, pp. 13-15.
- ⑰ 等しく都市民保有とくつて、一定の制約をともなうもの、比較的寛大な条件下にあるもの、なかまが異なっていた。その詳細については Hemmeon, *op. cit.*, pp. 183-84 参照。
- ⑱ Ballard (ed.), *op. cit.*, p. 27; M. W. Beresford and H. P. R. Finberg, *English Medieval Boroughs, a hand-list, 1973*, p. 133.
- ⑲ Pape, *op. cit.*, p. 34.
- ⑳ Ballard and Tait (ed.), *op. cit.*, p. 3.
- ㉑ *Ibid.*, p. 280.
- ㉒ *Ibid.*, p. 289.
- ㉓ *Ibid.*, p. 257.
- ㉔ Pape, *op. cit.*, pp. 50-51.
- ㉕ *Ibid.*, pp. 51-52.
- ㉖ Ballard and Tait (ed.), *op. cit.*, pp. 312-13.
- ㉗ *Ibid.*, pp. 322-23.

## おわりに

これまでの考察をつうじて、あきらかとなった点を整理しておくことにしよう。

領主都市が、ともかくも「自由都市」*liber burgus*として発展するためには、直屬受封者たる伯の所領上の都市でなければなら

なかった。まず、経済過程にそくしつこの点を見よう。マンチエスターのごときバロン所領上の領主都市では、一方、都市それ自体が事実上「領主の居城」の一部をなしているために、特許状の諸規定を一旦して看取しうるよう領主の都市民にたいする取奪がはなはだしく、加うるに他方では、領主権力の脆弱性のゆえに都市民に賦与しうる特権内容が、流通特権に象徴されるように、伯所領上の都市に比して著しく制約されざるをえない。このように、バロン所領上の都市民は、いうなれば、二重に不利な情況に置かれたのである。

ところで、「領主の居城」への近接に根ざす不利益は、右の経済的側面のみとどまらなかつた。それは、都市の制度的発展をも著しく阻害した。都市法人化の指標ともいうべき、共同印章の使用、都市民税徴集請負権、市長ならびに都市管理者群の選挙権、の三種の権利がいずれも認許されなかつたからである。

これに反して、レスター、ニューカースルのごとき伯所領上の都市は、等しく領主都市ではあつても、「領主の居城」からのへだたりと、王立都市に準ずる諸特権の取得とをつうじて経済的繁栄をつづけることができ、かつまた、制度的にも、おそくとも十三世紀中葉までには法人化を完成させることができた。ところで、こうした伯所領上の都市の発展を促進した契機にはかなり個性的

なものがあり、レスターのごとく専らギルド組織を母体としつつ経済的、制度的発展を遂げた、いわば自生型都市と、ニューカースルのごとく都市民と國王との親近性をよりどころにしつつ、後者の有利な交渉をつうじて経済的、制度的発展を遂げた、いわば依存型都市とが看取された。

ともあれ、バラード、ウエインバームのごとき都市史研究家は、都市の制度的発展を重視するの余りに特許状の規定に目を奪われ、経済過程の推移ならびに都市民層の階層分解を軽視するきらいがないとはいえないように思われる。ウエインバームが法人化の完成期と見なす十五世紀中葉以降は、実は都市民層の階層分解が進み、都市の寡頭専制的支配が顕在化しはじめた時期に当っており、「都市民相互間のより緊密な結合」——法人化完成はそれを象徴するものであつた——などは望むべくもなかつたのである。したがつて、十四、五世紀の既得諸特権の再認特許状賦与を契機とする法人化完成とは、実は、既に特権的都市民層——かれらがやがて都市法人を僭称するにいたる——と非特権的都市民層へと分解しつゝあつた中世都市にたいする一種の虚構であつた、と解しうるのではなからうか。

① レスターでは十五世紀以降、市長ならびに「二十四名の参事会員」  
24 brethren of the bench のほかに四十八人の「都市の苦勞衆」

wiser and sadder inhabitants of the borough が選出され、市長選挙はこれら七十三名でおこない、諸他の管理者群は参事会員のみにより選ばれるようになった。Diskine, *op. cit.*, p. 29. ニュカースルでも十五世紀より、都市管理者群は小教門閥の独占するところとなっ

た。Pape, *op. cit.*, pp. 130-32.

(本稿は、イギリス中世史研究会における筆者の分担研究の一部であり、同研究会は一九七五年度文部省科学研究費の支給を受けた。)

(信州大学教授)